

市の除雪作業にご協力ください

【詳細】西区土木センター維持建設課(西野290番地10) 667-3201

マルチゾーン除雪

地域・市・除雪業者が連携を図り、地域に密着した除排雪を目指すのが「マルチゾーン除雪」方式です。

西区では区内を3地区に分け、各地区に除雪センターを設置し、車道除雪・歩道除雪・運搬排雪などの作業を一括して効率的に行います。除雪センターには係員が24時間常駐し、除雪作業の管理を行うほか、皆さんからの問い合わせや町内会が行う排雪などのご相談に応じます(右欄参照)。

快適な冬を過ごすために次の点にご協力ください

路上駐車は除雪の大敵

たった一台の路上駐車が除雪の大きな妨げになります。みんなの迷惑になる路上駐車は絶対にやめてください。

また、歩道ロードヒーティング部分への車の乗り入れ駐車はやめましょう。

除雪後の玄関前の雪は皆さんの手で

広い地域を短時間で除雪しなければならないため、玄関前の除雪は困難です。皆さんのご協力をお願いします。

道路への雪出しはやめましょう

除雪した道に雪を押し出すと、除雪の効果が無くなるばかりか凹凸やわだちがで、交通障害、事故の原因になります。

ごみ出しは除雪の後で

雪にごみが生じると道路や雪たい積場が汚れます。ごみは収集日の除雪の後、朝8時30分までに出ししましょう。

除雪についてのお問い合わせ

北地区除雪センター(発寒10-14) 664-7324

中地区除雪センター(二十四軒4-1) 644-5220

南地区除雪センター(福井495-1) 666-4139

地区の範囲は広報さっぽろ12月号にとじ込んだ「冬のガイド帳」で確認してください。

市道ロードヒーティングの故障など

建設局雪対策室事業課 211-2662

国道の除雪など

北海道開発局札幌道路事務所 811-2261

こんな制度もあります

除雪パートナーシップ制度

1kmあたり381,600円の負担で、地域内の道路の排雪を行います。利用は年1回です。

市民助成トラック貸出制度

町内会などで道路の排雪を行う場合、年1回無料で運搬トラックをお貸しします(雪の積み込み作業は皆さんで行っていただきます)。除雪パートナーシップ制度との併用はできません。

申込 ともに1月7日(月)~21日(月)土・日・祝日は除く

【詳細】西区土木センター管理課(西野290番地10) 667-3100

還付申告の相談期間が変わりました

所得税・住民税の申告は3月15日(金)までです。申告の相談と受け付けを下表の通り行いますので、お気軽にご相談ください。また、還付申告の相談期間が昨年と変わっておりますのでご注意ください。各会場とも駐車場が狭く、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

なお、所得税の申告については、できるだけご自分で記入のうえ、郵送などにより札幌西税務署(〒063-0824発寒4-1)へ提出されるようお願いいたします。

所得税

確定申告書が新様式になりました。【詳細】札幌西税務署 666-5111 税務相談室札幌西分室 666-5150

区分	所得税の確定申告	所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)
期間	2月18日(月)~3月15日(金)	会場により相談期間が異なります。 各会場とも、土・日曜日・祝日は休みです。
会場	札幌西税務署(発寒4-1)	琴似神社参集殿(琴似1-7) 2月18日(月)~28日(木)
		手稲区役所3階A・B・C会議室 2月5日(火)~15日(金) 手稲区民センター2階区民ホール 2月18日(月)~28日(木) (手稲区前田1-11)
		中央区民センター1階ギャラリー(中央区南2西10) 3月4日(月)~15日(金)
		市民会館2階会議室(中央区北1西1) 2月4日(月)~28日(木)
相談時間	午前9時~正午、午後1時~5時	午前9時30分~正午、午後1時~4時
	込み具合によっては、時間前に受付を終了する場合があります。また午前中に受付された方でも、午後からの相談にすることがありますのでご了承ください。	

住民税

【詳細】西区課税課市民税係 641-2400 内線282~286・291・292

対象 平成14年1月1日現在、西区にお住まいの方。

期間	3月1日(金)~15日(金) 土・日は除く
会場	西区民センター1階第1会議室(琴似2-7)
相談時間	午前8時45分~正午、午後1時~5時15分

